

令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金の給付申請手続きについて

概要

香美市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保するため、物価高騰対策支援金を給付します。

1 給付の対象となる事業者

次の要件を全て満たす法人が対象となります。

- 令和7年7月1日(以下「基準日」という。)時点で、香美市内において給付対象となる事業を実施している事業所又は施設(以下「事業所等」という。)を運営していること。
- 支援金給付の申請日において、事業所等を休止していないこと。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除きます。
- 令和7年4月1日から同年6月30日までの間に、当該事業所等において介護サービス等に係る給付等の実績があること。ただし、基準日以後に介護サービス等の提供を開始した事業所等を運営する法人については、この限りではありません。

次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- 香美市税を滞納しているとき。
- 高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金の申請要件を満たす事業所又は施設であるとき。
- 国又は県、市若しくは一部事務組合が運営する施設であるとき。
- 申請日において事業所等の廃止又は休止が決定しているとき。

2 申請期間

令和7年7月14日(月曜日)から令和7年8月15日(金曜日)まで(必着)

3 申請手続きの流れ

- (1) 給付対象事業所は、同封の「令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付申請書」を介護保険係に提出してください。

【申請書の提出先】

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2-1

香美市高齢介護課介護保険係

※郵送または窓口(本庁舎1階4番窓口)に直接提出して下さい。

- (2) 審査の上、「令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付決定通知書」により審査結果を通知します。
- (3) 「令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付決定通知書」に同封される「令和7年度香美市社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付請求書」を介護保険係に提出してください。
- (4) 香美市から支援金が支払われます。

4 給付対象事業(サービス種類)と給付額

給付対象事業(サービス種類)	給付額
地域密着型通所介護	1事業所当たり 100,000 円
小規模多機能型居宅介護	
居宅介護支援	
基準該当サービス	
認知症対応型共同生活介護	1施設当たり 150,000 円

5 留意事項

当該支援金に係る書類は、支援金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存してください。

【問合せ先】 香美市高齢介護課 介護保険係 TEL0887-52-9280